



# かわやま

人	口 (56. 8. 1現在)
男	15,331人
女	16,118人
計	31,449人
世帯数	7,741

## 総合振興計画基本構想 昭和六十五年を目標とする勝山市の将来像

### 「情操環境都市」をめざす

これまでの総合振興計画は、昭和四十八年三月につくられました。その内容は昭和六十年を目標としたものでした。

しかし、その後、経済環境の変化や行政に対する意識、要望も高まり、多様化してきましたし、市の施策も大きく変わつてきましたので、見直しが必要となつてきました。

今回策定の新総合振興計画は、定住構造を柱にすえた国の第三次全国総合開発計画が実施されたのを機に、勝山市の恵まれた自然条件とすぐれた歴史文化を基盤としながら、二十一世紀の展望を踏まえ、独創力あふれる都市づくりをめざそうとするものです。

そのため、前総合振興計画の理念を引き継ぎつつ、社会経済の開発過程のなかで、あきらかになつてきただ当地方の課題を的確に把握するとともに、これに積極的に対処し、行政水準の高度化、活性化をはかります。

この総合振興計画は、住民の意識調査の実施、豊かなまちづくり懇談会・総合振興計画策定委員会・同審議会の開催など、市民のみなさんのさまざまな意見を聞きながら、策定事業を進めてきました。

そのうちの基本構想が審議会の答申を得て、そして、六月定期市議会の議決を経て決まりました。

この基本構想は、勝山市の振興開発整備の将来像およびこれを達成するため、必要な施策の大綱を示すものであり、基本計画および実施計画の基礎となるものです。

この基本構想に立脚して、具体的に実現させるための計画が大綱で策定するのが実施計画です。

基本計画で、それを三ヵ年ごとの年次計画により、情勢の変化に対応しつつ、ローリング方式で策定するのが実施計画です。

この基本構想に立脚して、具体的に実現させるための計画が大綱で策定するのが実施計画です。

○勝山市民は、未来を語り、未来を開く「先駆け」であることをめざすこと

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

市として進むべき方向を求めています。

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

市として進むべき方向を求めています。

○道路体系の整備

○排水規制、監視の強化および公共下水道の整備などを推進する。

○消防防災

○通信

を明示します。

○この新総合振興計画は昭和六十五年を目標年次とする本市のありべき姿(将来像)をつくり出し、本市が力強く発展するための条件性、さらに本市のもう一つの力を持ち起し、行政の施策と併せて奥越地方の中核都市として進むべき方向を求めています。

○自主防火組織の拡充強化を推進し、地域防火体制の確立を促すとともに、消防水利の確保と施設の整備拡充を促進する。

○消防防災

○通信

○排水規制、監視の強化および公共下水道の整備などを推進する。

○通信

○機能の向上をはかる。

○勝山市民は、常に自然を尊び勝人を愛し、情(じょうゆう)豊かであること

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと

○勝山市民は、常に自然を尊び勝人を愛し、情(じょうゆう)豊かであること

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと

○勝山市民は、常に自然を尊び勝人を愛し、情(じょうゆう)豊かであること

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと

○勝山市民は、常に自然を尊び勝人を愛し、情(じょうゆう)豊かであること

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと

○勝山市民は、常に自然を尊び勝人を愛し、情(じょうゆう)豊かであること

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと

○勝山市民は、常に自然を尊び勝人を愛し、情(じょうゆう)豊かであること

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと

○勝山市民は、常に自然を尊び勝人を愛し、情(じょうゆう)豊かであること

○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと

○勝山市民は、常に自然を尊び勝人を愛し、情(じょうゆう)豊かであること

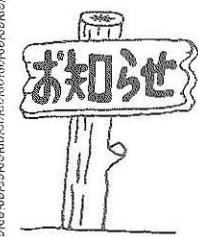
○勝山市民は、常に学び、一技一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと

○勝山市民は、常に学び、一芸をもつこと</p







## 子どもの 生活のための 児童手当制度のあらまし

扶養家族の数	所得限度額
0人	1,700,000円
1人	1,990,000円
2人	2,280,000円
3人	2,570,000円
4人	2,860,000円
5人	3,150,000円
6人	3,440,000円
7人	3,730,000円
8人	4,020,000円

所得税法に規定する老人扶養親族がある人についての限度額は、右記の金額に老人扶養親族一人につき六万円を加算します。

▽手当の額（月額）

三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人め以降の義務教育終了前の児童一人につき五千円。

ただし、市民税所得割のない人は六千五百円。

▽手当の支払月

毎年二月、六月、十月の三回に分けて、それぞれの前月までの四ヵ月分をまとめて支払います。

### いろいろな届け

### ①児童手当認定請求書

### ②児童手当現況届

### ③児童手当受給事由消滅届

### ④児童手当額改定請求書

### ⑤児童手当額改定届

## 遠距離 値下げ

### 電話料の 値下げ

### 受給している人が公務員、または公共企業体の職員になつたときにも、この届けをしなければなりません。

### ④児童手当額改定請求書

### 子どもが生まるにより、養育される児童が増え、児童手当の額が増額されるようになります。

### △所得制限

前年の所得が次の表の限度額以上の人には、受給できません。

△所得制限

</div